

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

規 則

- 規則第21号 宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則……………（国民健康保険課）…2

告 示

- 告示第73号の2 宇治市地域防災無線管理要綱の一部を改正する要綱……………（危機管理室）…3
○告示第78号 国土調査の実施……………（建設総務課）…4
○告示第79号 宇治市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱……………（国民健康保険課）…4

公 告

- 公告第43号 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農林茶業課）…5
○公告第45号 総合野外活動センター管理棟及び体育館非構造部材耐震対策改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…5
○公告第46号 宇治西小倉学園メイングラウンド・テニスコート等整備工事に係る一般競争入札……………（契約課）…7
○公告第47号 神明宮東市営住宅改修計画に基づく屋根ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…10
○公告第48号 宇治市植物公園レストラン改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…12
○公告第51号 市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札……………（資産活用推進課）…14

教 育 委 員 会

- 規則第4号 宇治市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則……………16
○規則第5号 宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則……………16
○規則第6号 宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則……………18
○告示第4号の3 公印の廃止……………19
○告示第9号 教育委員会の招集……………21

規 則

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

宇治市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則

別記様式第13号の2（第17条関係）

（表）

国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書

高額療養費の支給について、裏面記載の事項に同意の上、申請します。

被保険者 記号・番号	宇 -		
申出人氏名 (世帯主)			
生年月日			
電話番号			
住所			
申出内容	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 停止		
振込先口座	☐ 公金受取口座を利用する。 個人番号 <u>□□□□ - □□□□ - □□□□</u>		
	☐ 振込口座を指定する。		
	金融機関名	支店名	口座種別
	銀 行 信用組合	本店	普通預金
	信用金庫 農 協	支店	当座預金
	労働金庫 ()	出張所	
	口座番号	口座名義人	
		氏名 (カタカナ)	

※口座名義人が世帯主以外の場合は下記をご記入ください。

※高額療養費の受給を委任する場合は、記入してください。
この申請に基づく療養費の受領に関する権限を代理人に委任します。

年 月 日

宇治市長宛て

世帯主 住所

氏名

代理人 住所

氏名

（裏）

【注意事項】

- ・国民健康保険料に著しい滞納がある場合は手続の簡素化の対象にならないので、従来どおりの国民健康保険高額療養費支給申請書（別記様式第12号）を提出すること。
- ・世帯主や登録口座に変更があった場合は、再度、国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（別記様式13号の2）の提出が必要となること。
- ・通常は診療月の3箇月後から4箇月後までに登録口座へ振り込まれるが、診療報酬明細書の審査により振込が遅れる場合があること。
- ・審査後の診療報酬明細書に記載されている支払い額によって算定するため、領収書記載の窓口支払額と異なる場合、支給額が変わること。
- ・医療費の一部負担金の未払が判明した場合は、市は返還請求を行うこと。
- ・医療機関に支払うべき一部負担金に未払がないこと。また、今後一部負担金が未払となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて宇治市が医療機関に照会することに同意すること。
- ・高額療養費の所得区分の変更が発生し、高額療養費が多く支給されていたことが判明した場合は、市は返還請求を行うこと。

宇治市国民健康保険給付規則（昭和36年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、宇治市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱（令和8年宇治市告示第79号）の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費支給申請書兼同意書（別記様式第13号の2）により市長に申請しなければならない。

別記様式第13号の次に次の様式を加える。

- ・第三者行為求償事務の対象となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・次の事項に該当した場合は、自動振込は解除となること。

〔世帯主が死亡又は変更になった場合
国民健康保険料に滞納が生じた場合
登録口座に振込ができなくなった場合
申請の内容に偽りその他不正があった場合
その他市長が必要と認める場合

□ 上記注意事項について理解し、同意の上で申請します。（チェックを入れてください。）

附 則
この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（揭示済）



宇治市告示第 7 3 号の 2

宇治市地域防災無線管理要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

宇治市長 松村 淳子

宇治市地域防災無線管理要綱の一部を改正する要綱
宇治市地域防災無線管理要綱（平成 1 1 年宇治市告示第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

題名中「地域防災無線」を「防災行政無線」に改める。

第 1 条中「地域防災無線（以下「防災無線」という。）」を「防災行政無線」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 防災行政無線 防災、災害対策及び一般行政のために使用する無線設備（無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。）をいう。
- (2) 無線局 防災行政無線及びその操作を行う者の総体をいう。
ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 親局 屋外拡声子局、再送信子局及び戸別受信機に対し通信を行う無線局であつて、通信の運用を総合的に管理及び統制するために設置するものをいう。
- (4) 子局 屋外拡声子局及び再送信子局をいう。
- (5) 遠隔制御器 親局と無線で接続された送受信設備であつて、親局の機能を分掌するものをいう。
- (6) 戸別受信機 親局又は再送信子局からの通報を受信する屋内に設置する受信設備をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

第 3 条の見出しを「（設置場所等）」に改め、同条中「回線構成」を「局種及び設置場所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 戸別受信機の設置場所は、市長が別に定める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（放送事項）

第 3 条の 2 防災行政無線による放送は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 防災及び災害対策に関する事項
 - (2) 国民保護に関する事項
 - (3) 無線局の機能の維持及び保全に必要な事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 第 4 条から第 6 条までの規定中「防災無線」を「防災行政無線」

に改める。

第 7 条中「防災無線」を「防災行政無線」に、「、基地局、固定局及び陸上移動局」を「、危機管理室等」に改める。

第 8 条第 1 項中「無線電話」を「防災行政無線」に改める。

第 9 条中「防災無線」を「防災行政無線」に、「、無線局」を「、危機管理室等」に改める。

第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる回数」を「、毎年 1 回以上、」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

局 種		設置場所
親局		宇治市役所
遠隔制御器		宇治市役所
子局	再送信子局	池尾再送信子局
	屋外拡声子局	菟道小学校 菟道第二小学校 神明小学校 槇島小学校 北槇島小学校 小倉小学校 西宇治公園 大久保小学校 西大久保小学校 三室戸小学校 南部小学校 岡屋小学校 木幡小学校 御蔵山小学校 笠取小学校 笠取第二小学校 宇治中学校 西宇治中学校 広野中学校 東宇治中学校 木幡中学校 お茶と宇治のまち歴史公園 黄檗公園（駐車場） 南ノ口児童遊園 文化センター 菟道公園 名木第一児童公園

	砂田第三児童遊園
	南落合第3児童遊園
	半白第一公園
	芝ノ東児童遊園
	嶺島公園
	志津川児童遊園
	二尾遊園
	炭山養老橋周辺
	第二炭山橋周辺
	東笠取消防器具庫前
	笠取第2中継ポンプ場
	白川児童遊園
	宇治明星園白川特別養護老人ホーム

附 則

この規則は、令和8年6月15日から施行する。
(揭示済)

宇治市告示第78号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和8年6月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 事業計画が定められた年月日
令和8年4月7日
- 2 調査を実施する者の名称
宇治市
- 3 調査地域
宇治市小倉町南堀池の一部
- 4 調査期間
令和8年6月25日から令和9年3月31日まで
(揭示済)

宇治市告示第79号

宇治市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を、次のように定める。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定により、その支給申請に関する手続を簡素化すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の2の規定により支給される月間の高額療養費
- (2) 年間の高額療養費 政令第29条の2の2の規定により支給される年間の高額療養費

(対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化の対象者は、本市の国民健康保険の被保険者である者のうち、手続の簡素化の申請時における国民健康保険法上の世帯主であって、手続の簡素化の申請を行い、振込先金融機関口座を指定し本市に当該口座を登録した者（以下「月間の対象者」という。）とする。

2 年間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化の対象者は、本市の国民健康保険の被保険者である者のうち、政令第29条の2の2第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）の翌日における国民健康保険法上の世帯主であって、本市において年間の高額療養費に係る計算期間の全ての外来療養に係る額を把握しており、手続の簡素化の申請を行い、振込先金融機関口座を指定し本市に当該口座を登録した者（以下「年間の対象者」という。）とする。

(手続の簡素化)

第4条 月間の対象者及びその世帯に属する被保険者が月間の高額療養費の支給を受けるべき療養を受けた場合には、月間の対象者は当該療養のあった日の属する月の翌月初日に高額療養費の申請を行ったものとみなす。

2 年間の対象者及びその世帯に属する被保険者が、年間の高額療養費の支給を受けるべき療養を受けた場合には、年間の対象者は当該療養があった日を含む計算期間の基準日の翌日に年間の高額療養費の支給申請を行ったものとみなす。

(支給決定)

第5条 前条第1項の場合には、本市は、月間の対象者に対する月間の高額療養費の支給を該当する診療報酬明細書の記載内容により決定し、当該対象者に支給決定通知を行う。

2 前条第2項の場合には、本市は、年間の対象者に対する年間の高額療養費の支給を該当する診療報酬明細書の記載内容により決定し、当該対象者に支給決定通知を行う。

(振込口座の変更)

第6条 月間の対象者または年間の対象者（以下「対象者等」という。）は、第3条の規定に基づき届け出た振込先金融機関口座の変更を希望する場合には、本市に申し出ることができる。

2 前項の規定による変更の申出があったときは、変更後の振込先金融機関口座への振込は、当該申出を受けた日の属する月の翌月以降の支給決定分から行う。

(手続の簡素化の停止)

第7条 対象者等から手続の簡素化の停止の申出があったときは、申出日以降について本市は当該者を対象者等として取り扱わないこととし、手続の簡素化を停止する。

2 対象者等が次の各号のいずれかに該当するときは、本市は当該者を対象者等として取り扱わないこととし、手続の簡素化を停止することができる。

- (1) 世帯主に変更が生じ、当該世帯の継続性が失われたとき
- (2) 指定した振込先金融機関口座に高額療養費の振込ができなくなったとき
- (3) 対象者等が死亡したとき
- (4) 国民健康保険料の著しい滞納があるとき
- (5) 申請の内容に偽りその他不正があったとき

3 前項により手続の簡素化を停止された者が、前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、本市は当該者を対象者等として取扱うこととし、前項により停止された手続の簡素化を再開することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年8月以後の診療に係る月間の高額療養費及び令和8年度以後の年間の高額療養費の支給について適用し、令和8年7月以前の診療に係る月間の高額療養費及び令和7年度以前の年間の高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第43号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年6月24日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(所有権移転関係)

申請年度	申請番号	所有権を移転する土地
令和8年度	第7号	宇治市槇島町北内150

2 認可した日

令和8年6月24日

(揭示済)

宇治市公告第45号

総合野外活動センター管理棟及び体育館非構造部材耐震対策改修工事に係る条件付一般競争入札について

総合野外活動センター管理棟及び体育館非構造部材耐震対策改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年6月26日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 総合野外活動センター管理棟及び体育館非構造部材耐震対策改修工事

(2) 工事場所 宇治市西笠取辻出川西1番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・管理棟 規模構造 RC構造（一部S造）3階建て

延床面積 2,827.32㎡

・体育館 規模構造 RC構造（一部S造）平屋建て

延床面積 913.27㎡

○工事概要

・管理棟 特定天井改修工事 一式

・体育館 非構造部材耐震改修工事 一式

外壁改修工事 体育施設改修工事

・上記に伴う電気設備工事 一式

・上記に伴う機械設備工事 一式

・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年3月12日まで 205日間

(6) そ の 他 なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和８年６月２６日 午前９時から
令和８年７月２日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１－８５０１
京都府宇治市宇治琵琶３３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和８年６月２６日 午前９時から
令和８年７月２日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和８年７月１３日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

（４）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出された確認申請書等は返却しない。
③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和８年６月２６日 午前９時から

令和８年７月２９日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
ＦＡＸ番号：０７７４－２０－８７７８

（３）質疑の受付期間

令和８年６月２６日 午前９時から
令和８年７月１４日 正午まで

（４）回答

回答については、令和８年７月２１日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７ 入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和８年７月２８日 午前９時から午後６時まで
令和８年７月２９日 午前９時から午後２時まで

（２）予定価格の公表

令和８年７月２９日午後２時以降に入札情報公開システムに掲載する。

（３）予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から
令和８年７月３１日 正午まで
予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

（４）回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後３日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

（５）開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和８年８月３日 午前１０時
予定価格に関する質疑がある時 令和８年８月６日 午前１０時

８ 入札書の提出方法

- （１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- （２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９ 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０ 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- （２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１ 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第46号

宇治西小倉学園メイングラウンド・テニスコート等整備工事に係る一般競争入札について

宇治西小倉学園メイングラウンド・テニスコート等整備工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工

種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

おって、本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年6月26日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治西小倉学園メイングラウンド・テニスコート等整備工事

(2) 工事場所 宇治市伊勢田町遊田地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=170m 工事面積 A=1.02ha

（メイングラウンド整備）

雨水流出抑制設備工

土工 一式

場所打擁壁工 L=246.2m

側溝工 L=387.8m

園路広場整備工

舗装工 表層工（再生密粒度As） t=3cm A=142.4㎡

表層工（再生密粒度As） t=5cm A=171.6㎡

コンクリート舗装工 t=7cm A=271.5㎡

サービス施設整備工

洗い場工 一式

グラウンド・コート舗装工

グラウンド・コート砂舗装 A=8246.3㎡

グラウンド・コート施設整備工

バックネット工 一式

競技施設工 一式

スポーツポイント工 一式

グラウンド・コート柵工 防球ネット 一式

防砂ネット 一式

構造物撤去工

一式

（テニスコート整備）

擁壁工 L=33.4m

雨水排水設備工

側溝工 L=61.4m

電気設備工

照明設備工 照明灯 N=6基

電線管路工 一式

園路広場整備工

舗装工 表層工（再生密粒度As） t=5cm A=392.0㎡

薄層カラー舗装工 A=35.0㎡

コンクリート舗装工 t=7cm A=35.3㎡

区画線工 一式

視覚障害者誘導用ブロック工 L=9.7m

建築施設組立設置工

自転車置場工 自転車置場工 N=1基

グラウンド・コート舗装工

テニスコート舗装工 A=1243.0㎡

グラウンド・コート施設整備工

競技施設工 一式

グラウンド・コート柵工 防球フェンス 一式

防砂ネット 一式

門扉		N＝3基
構造物撤去工		一式
(仮橋撤去)		
構造物撤去工【昼夜間】		一式
仮橋撤去工		一式
舗装工（復旧）【夜間】		
車道部	表層工（再生密粒度A s）	t＝5 c m A＝1 2、6 m ²
	基層工（再生粗粒度A s）	t＝5 c m A＝1 2、6 m ²
	路盤工（瀝青安定処理）	t＝1 0 c m A＝1 2、6 m ²
歩道部	表層工（再生密粒度A s）	t＝5 c m A＝3 4、9 m ²
排水構造物工		
護岸復旧工		一式
防護柵工【昼夜間】		一式
区画線工【夜間】		一式
(4) 工 種 土木一式工事		
(5) 工事期間 契約日から令和9年10月29日まで		374日間
(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。		
2 入札に参加する者に必要な資格		
次に掲げる要件の全てを満たすこと。		
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。		
(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。		
(3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。		
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。		
(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。		
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。		
(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。		
なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。		
(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。		
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。		
① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。		
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。		
③ 営業所技術者以外の者であること。		
(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。		
① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。		
② 営業所技術者以外の者であること。		
(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。		
3 入札参加資格の確認		
(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。		
なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。		
(2) 資格確認資料として添付する書類		
資格確認資料は、次のものとする。		
① 配置予定監理技術者調書		
② 配置予定現場代理人調書		
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)		
(3) 提出部数 1部		
4 入札参加資格の確認手続		
(1) 確認申請書及び関係書類の配布		
① 入手方法		
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。		
・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。		
② 配布期間		
令和8年6月26日 午前9時から		
令和8年7月2日 午後2時まで		
③ その他		
確認申請書等作成説明会は、実施しない。		
(2) 確認申請書の提出		
① 提出方法等		
・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。		
・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。		
② 持参し、又は郵送する場合の提出先		
郵便番号 611-8501		
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課		
③ 確認申請書及び添付書類の受付期間		
令和8年6月26日 午前9時から		
令和8年7月2日 午後2時まで		
(3) 入札参加資格の確認通知		
確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。		
① 審査結果は、令和8年7月13日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。		
なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。		
② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。		

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月29日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月14日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年7月21日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年7月28日 午前9時から午後6時まで

令和8年7月29日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年7月29日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和8年7月31日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年8月3日 午前9時

予定価格に関する質疑がある時 令和8年8月6日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和8年10月21日を本契約予定日とし、工期については、令和9年10月29日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 34パーセント

令和9年度 66パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

- (6) 1 から 19 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1 から 19 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第47号

神明宮東市営住宅改修計画に基づく屋根ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

神明宮東市営住宅改修計画に基づく屋根ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年6月26日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 神明宮東市営住宅改修計画に基づく屋根ほか改修工事
- (2) 工事場所 宇治市神明宮東87番地
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造：鉄筋コンクリート造3階建て
- ・延床面積：2,651.84㎡

○工事概要

- ・屋根改修工事 一式
- ・塗装改修工事 一式
- ・機械設備工事 一式
- ・電気設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

- (4) 工 種 建築一式工事

- (5) 工事期間 契約日から令和9年1月25日まで 173日間

- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4 (2) ③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

- (9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・

市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月2日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月2日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年7月13日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月29日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月14日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年7月21日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年7月28日 午前9時から午後6時まで

令和8年7月29日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年7月30日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、82,445,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧すること

ができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1 から 19 までは定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1 から 19 までは定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第48号

宇治市植物公園レストラン改修工事に係る条件付一般競争入札について
宇治市植物公園レストラン改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年6月26日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治市植物公園レストラン改修工事
- (2) 工事場所 宇治市広野町八軒屋谷26番地
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- 建物概要
- ・規模構造 鉄骨造、一部木造 2階建て
 - ・延床面積 479.86㎡
- 工事概要
- ・レストラン改修工事に伴う建築工事
屋根防水工事、ウッドデッキ改修工事、
上記に伴う撤去・処分 一式
 - ・上記に伴う機械設備工事
排水管改修工事、上記に伴う撤去・処分 一式
 - ・上記に伴う電気設備工事 一式
高圧受変電設備工事、上記に伴う撤去・処分 一式
- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和9年3月18日まで 225日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当していないこと。

- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午か

ら午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月2日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月2日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年7月13日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月29日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年6月26日 午前9時から

令和8年7月14日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年7月21日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年7月28日 午前9時から午後6時まで

令和8年7月29日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年7月30日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、125,840,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治

市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778
(揭示済)

宇治市公告第51号

市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札について
宇治市市有土地の売払いについて、条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和8年7月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物件

物件番号	物件所在地	地目	地積 (登記簿)	予定価格
1	五ヶ庄古川25番2	宅地	199.79㎡	14,105,174円
2	横島町一ノ坪321番84	宅地	138.84㎡	12,606,672円
3	伊勢田町ウトロ2番112	宅地	134.78㎡	17,251,840円

売払いは、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じてても、売払代金の精算は行わない。

2 売払方法

一般競争入札による。

3 入札参加資格を有しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者

4 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、6(5)に定める申込みに必要な書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込みに必要な書類を提出しない者及び入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加申込書等の配布

- (1) 配布方法
手渡し又は宇治市ホームページからのダウンロード
- (2) 配布場所（手渡しの場合）
宇治市総務・市民協働部資産活用推進課（宇治市役所3階）
- (3) 配布期間（手渡しの場合）
令和8年8月3日（月）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 配布時間（手渡しの場合）
午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札参加申込

- (1) 申込方法 書面の持参による申込み（郵送、FAX、メール等による申込みは不可）
- (2) 申込場所 宇治市総務・市民協働部資産活用推進課（宇治市役所3階）
- (3) 申込期間 令和8年8月3日（月）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 申込時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで
- (5) 申込みに必要な書類 「令和8年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類

7 留意事項

- (1) 入札希望者は、令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領及び土地売買契約書並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。
- (2) 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

8 現地下見会

下見場所 (物件所在地と同じ。)	下見日時
五ヶ庄古川25番2	令和8年8月20日（木） 午後2時から午後3時まで
横島町一ノ坪321番84	令和8年8月21日（金） 午後2時から午後3時まで
伊勢田町ウトロ2番112	令和8年8月24日（月） 午後2時から午後3時まで

現地下見を希望する場合は、令和8年8月19日（水）午後5時までに宇治市総務・市民協働部資産活用推進課まで連絡して予約すること。

9 関係図書の縦覧

- (1) 縦覧場所 宇治市総務・市民協働部資産活用推進課（宇治市役所3階）
- (2) 縦覧期間 令和8年8月3日（月）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 縦覧時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

10 入札保証金等

- (1) 入札に参加する者は、入札保証金を宇治市発行の納付書で、宇治市指定金融機関又は宇治市取納代理金融機関から宇治市に納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の額は、入札者が見積もる金額の100分の3以

上（1円未満切上げ）の金額とする。

- (3) 入札保証金の納付期間は、令和8年8月3日（月）から同月31日（月）までとする（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く。）。
- (4) 入札保証金は落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。落札者に係る入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売払代金に充当するものとする。
- (5) 入札保証金には、利子を付さない。

1 1 入札

- (1) 日時 令和8年9月15日（火） 午前10時
- (2) 場所 宇治市役所8階 大会議室
- (3) 必要書類等 「令和8年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類等
- (4) 入札は、入札当日に配布する所定の入札書により行うものとする。
- (5) 次のような場合、委任状を提出しなければならない。
 - ・入札者が代理人をもって入札する場合
 - ・共有で入札するときの共有代表者以外の者が入札する場合なお、重複代理人は認めない。

1 2 入札書の書き方

- (1) 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。
- (2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入するものとする。
- (3) 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

1 3 入札書の書換え禁止等

入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 4 入札の無効事由

3に定める入札参加資格を有しない者のした入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 代理人の権限を証する書面を提出せず宇治市の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の3（1円未満切上げ）に満たない入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
- (12) 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (15) 令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領に違反した入札

1 5 開札

開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

1 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

1 7 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは最高入札金額を入札者に知らせるものとする。

1 8 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

1 9 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないとき（落札後、3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 0 危険担保

落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

2 1 契約の締結

- (1) 宇治市と落札者との売買契約は、宇治市の指定する期日までに、宇治市総務・市民協働部資産活用推進課において、土地売買契約書により締結するものとする。
- (2) 落札者は、契約締結と同時に、売払代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、宇治市の指定する期日までに、売払代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売払代金に充当するものとする。
- (3) 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

2 2 契約保証金の帰属

落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 3 落札者の義務

- (1) 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、(1)に定める義務に違反したときは、売払代金の1

00分の30（1円未満切上げ）に相当する金額を違約金として宇治市に支払わなければならない。

24 所有権の移転

- (1) 売払物件の所有権移転は、売払代金の支払を完了したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権の移転登記の手続は、宇治市が行うものとする。

25 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

26 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

27 その他

- (1) 入札者は、令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 1から27までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び「令和8年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に定めるところによる。

なお、1から27までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部資産活用推進課
電話番号 0774-21-1571

教育委員会

宇治市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年4月1日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第4号

宇治市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

宇治市学校運営協議会設置規則（令和4年宇治市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本的な方針

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月1日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第5号

宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市公民館条例施行規則（昭和56年宇治市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用の申請）

第6条 条例第4条に規定する公民館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公民館使用許可申請書（別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（宇治市教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

4 使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる公民館の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 中央公民館を使用する場合 使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日。以下この条において同じ。）の6月前の日から使用日の3日前の日まで

(2) 中央公民館以外の公民館を使用する場合 使用日の2月前の日から使用日の3日前の日まで

第7条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条中「の内容」を「を受理したときは、その内容」に、「支障がないと認めた」を「適当であると認める」に、「）を当該」を「。以下「使用許可書」という。）を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、前条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第8条の見出しを「（使用の取消し等の手続）」に改め、同条第1項中「を許可された」を「の許可を受けた」に、「許可の内容」を「その使用を取り消し、又は許可された事項」に、「公民館使用変更許可申請書」を「公民館使用取消・変更許可申請書」に、「）を」を「。以下「使用取消・変更許可申請書」という。）により」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「、使用」を「、第1項の規定による使用の取消し又は許可された事項」に、「公民館使用変更許可書」を「公民館使用取消・変更許可書」に、「）を当該申請者」を「。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用者が、第2項の規定により使用の取消し又は許可された事項の変更の申請をしたときは、使用取消・変更許可書の交付を省略することができる。

第8条中第3項を第5項とし、同条第2項中「使用許可」を「第1項及び第2項の規定による許可された事項」に、「使用に」を「使用者の使用に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、電子情報処理組織を使用する方法により申請することができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用取消・変更許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第10条中「、第7条又は第8条第3項に規定する許可書を係員」を「、使用許可書又は使用取消・変更許可書を公民館の職員（以下「職員」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合又は第8条第5項ただし書の規定により使用取消・変更許可書の